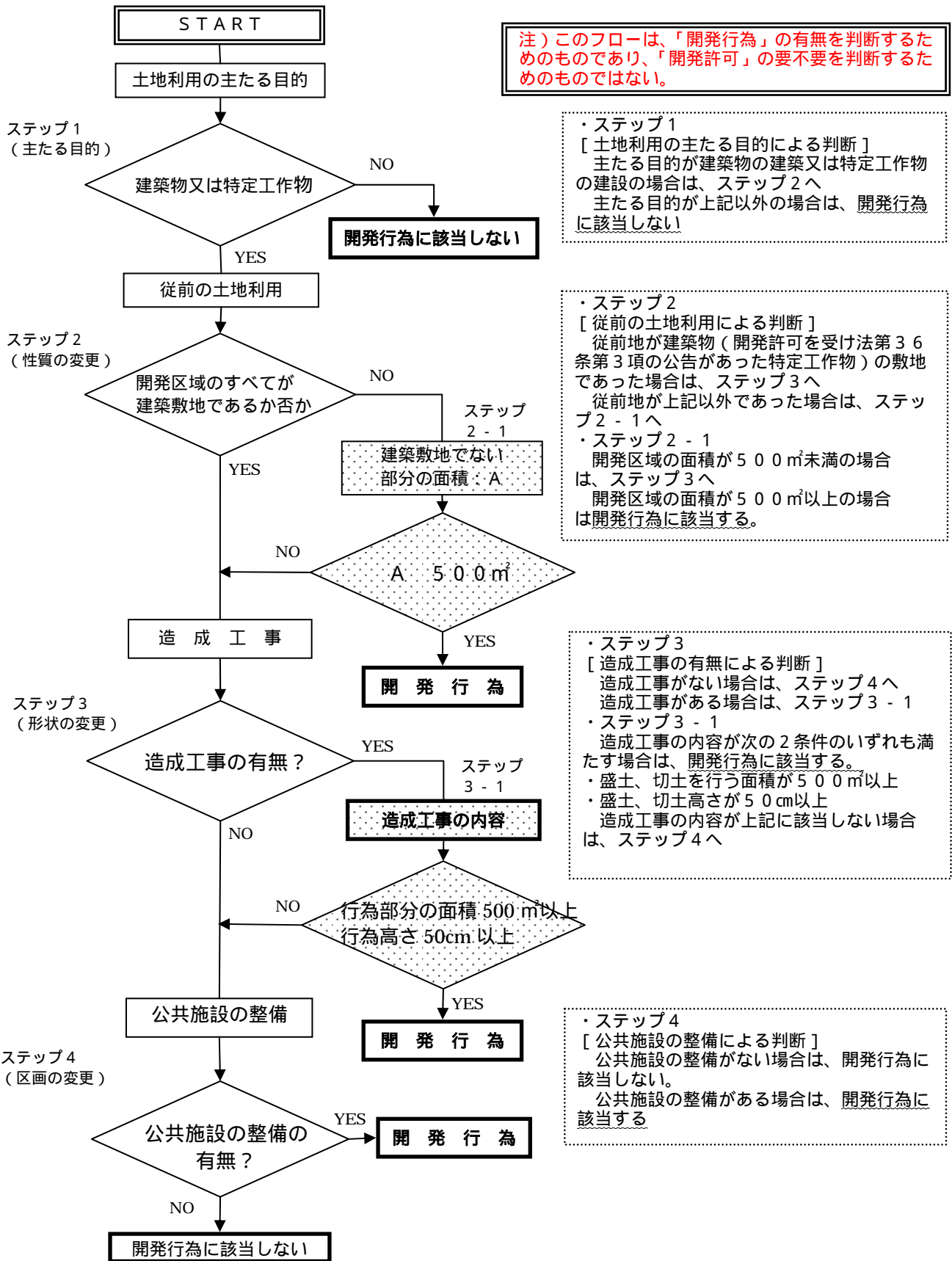


「開発行為」の判断フロー



注) このフローは、「開発行為」の有無を判断するためのものであり、「開発許可」の要不要を判断するためのものではない。

・ステップ1
[土地利用の主たる目的による判断]
主たる目的が建築物の建築又は特定工作物の建設の場合は、ステップ2へ
主たる目的が上記以外の場合は、開発行為に該当しない

・ステップ2
[従前の土地利用による判断]
従前地が建築物（開発許可を受け法第36条第3項の公告があった特定工作物）の敷地であった場合は、ステップ3へ
従前地が上記以外であった場合は、ステップ2-1へ
・ステップ2-1
開発区域の面積が500㎡未満の場合は、ステップ3へ
開発区域の面積が500㎡以上の場合には開発行為に該当する。

・ステップ3
[造成工事の有無による判断]
造成工事がない場合は、ステップ4へ
造成工事がある場合は、ステップ3-1へ
・ステップ3-1
造成工事の内容が次の2条件のいずれも満たす場合は、開発行為に該当する。
・盛土、切土を行う面積が500㎡以上
・盛土、切土高さが50cm以上
造成工事の内容が上記に該当しない場合は、ステップ4へ

・ステップ4
[公共施設の整備による判断]
公共施設の整備がない場合は、開発行為に該当しない。
公共施設の整備がある場合は、開発行為に該当する